

税務キャッチ・アップ

相続税関係

包括遺贈・特定遺贈の課税関係

1 はじめに

遺言により相続人以外の者に財産を渡そうとする場合、包括遺贈と特定遺贈の2種類の方法がある。そこで本稿では、相続人以外の者が遺贈を受けた場合に遺贈方法の違いによってどのような影響があるのか確認する。

2 包括遺贈の場合

(1) 財産・債務の引継ぎ

包括遺贈とは、財産の全部または一部を一定の割合により与える遺贈方法である。包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有する(民法990)ことから、相続人とほぼ同等の立場を有し、遺贈を受けた割合に応じてプラスの財産だけでなくマイナスの財産についても承継する。よって遺産分割協議に参加し、他の受遺者や相続人との間で具体的財産の配分を決めることとなる。

(2) 相続の承認・放棄

包括受遺者は、相続の承認・放棄の規定(民法915~940)が適用されることから、放棄をする場合には、包括遺贈があったことを知ったときから3月以内に家庭裁判所に申述しなければならない。

(3) 債務・葬式費用の控除

包括受遺者は相続税の計算上、負担した債務及び葬式費用を控除することができる。(相法13)

(4) 不動産取得税の課税

包括遺贈による不動産の取得

については、不動産取得税は課されない。

3 特定遺贈の場合

(1) 財産・債務の引継ぎ

特定遺贈は、具体的財産を特定して遺贈する方法である。受遺者には特定の財産を取得する権利のみ与えられるため、負担付遺贈を除き、債務を承継する義務はない。そこで、遺産分割協議にも参加できない。

(2) 相続の承認・放棄

特定受遺者は、遺言者の死亡後いつでも遺贈の放棄をすることができる(民法986条)。遺贈義務者等から催告があった場合を除いて期限の定めはなく、家庭裁判所への申述の必要もない。

(3) 債務・葬式費用の控除

相続人でない特定受遺者は債務控除の適用対象者に含まれない。そこで、特定受遺者は、負担付遺贈の場合を除き、債務・葬式費用を負担したとしても相続税の計算上控除することはできない。なお、相続放棄した者や相続権を失った者については、被相続人の葬式費用を負担した場合には、その負担額をその者の遺贈によって取得した財産の価額から債務控除しても差し支えない(相基通13-1)とされているが、これは特定受遺者には適用できない。

(4) 負担付特定遺贈の取扱い

① 課税価格の計算

負担付遺贈により取得した財産の価額は、受贈財産の価額から遺贈のあった時において確実に認められる債務の金額を控除して計算する(相基通11の2-7)。そこで、負担した債務は相続税の課税価格の計算上控除されることとなる。

② 譲渡所得税の課税

相続人以外への負担付遺贈は有償による資産の譲渡と考えられる(負担額が受贈財産の価額の2分の1未満、かつ譲渡損が生じている場合を除く)。例えば、不動産を特定遺贈する際に借入金の負担が条件となっているようなケースの場合、受遺者は負担した債務の金額で不動産を取得したこととなるため、被相続人の準確定申告において、譲渡益の精算が必要となる。

(5) 不動産取得税の課税

相続人以外への特定遺贈の場合は不動産取得税が課税される。(地法73条の7①)

4 おわりに

近年、核家族化や高齢化が進む中で、遺言により相続人以外の者に財産を残す方が増加している。相続が発生してからのトラブルを回避する上でも、課税影響を考慮の上、税務の立場から事前にサポートすることが必要と思われる。

(右山研究グループ
税理士 田中 由美)